

## ⑦ 歳末たすけあい援護金を配分します

歳末たすけあい募金運動で集められた募金から援護を必要とする世帯に自己申告方式により、援護金を配分する事業です。

### 【配分の対象となる世帯の条件】

10月1日現在で、世帯全員の市民税が非課税で笠間市に6ヶ月以上住所を有し、現に居住している世帯で、次にあげる区分のいずれかに該当する世帯。

対象世帯	条件
準要保護	準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者(児)	身体障害者手帳1級所持者のいる世帯 療育手帳 ④・A所持者のいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級所持者のいる世帯
ひとり親 (母子・父子)	ひとり親世帯で満18歳まで(満18歳到達後の最初の4月1日までの間にある)の子がいる世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
ひとり暮らし高齢者 高齢者	75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 75歳以上の高齢者のみの世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
要介護認定4・5	要介護認定4・5の方がいる世帯

**申込方法** 印鑑、振込先口座が確認できるもの(通帳等)をお持ちのうえ、窓口で直接お申し込みください(代理申請可)。

**配分方法** 指定口座に入金されます。振り込みは、12月18日(金)を予定しています。

**申込期限** 11月13日(金)

※対象世帯が2つ以上該当する場合でも申請はいずれか1つとなります。

※生活保護世帯や施設入所者、長期入院者(6か月以上)は対象になりません。

**申・問** 笠間市社会福祉協議会 本所 笠間市美原3-2-11 TEL 0296-77-0730

笠間支所 笠間市石井717 TEL 0296-73-0084

岩間支所 笠間市下郷5139-1 TEL 0299-45-7889

## ⑧ 暮らしの困りごと相談会を開催します

行政機関が集まり、相談を受け付けます。相談は各機関6人まで、1人あたりの相談時間は20分です。ご予約のうえ、お気軽にお越しください。

※会場にお越しの際はマスクの着用をお願いします。

**日時** 11月12日(木) 午後1時～4時

**場所** 水戸地方合同庁舎 2階 大会議室(水戸市北見町1-11)

**参加予定機関** 水戸地方法務局、茨城労働局、茨城働き方改革推進支援センター、日本年金機構水戸南年金事務所、茨城県弁護士会、関東信越税理士会茨城県支部連合会、総務省行政相談センターきくみみ茨城

**申込方法** 電話でお申し込みください。

**申込期間** 10月22日(木)～11月9日(月)

**申・問** 総務省行政相談センターきくみみ茨城 TEL 0570-090110 TEL 029-253-1100

④ページ 国民健康保険は、皆さんの納める保険税で支えられています。